

尼崎市屋外広告物条例施行規則（平成21年規則第61号）新旧対照表

改正後	現行
<p>(適用除外の対象となる電車又は自動車に表示する広告物)</p> <p>第12条 条例第18条第2項第5号の規則で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 電車の車体に表示する広告物で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 表示内容が印刷されたフィルムを貼り付け、又は塗料等で直接表示内容を描画する広告物</p> <p>イ 当該電車の所有権その他の使用权を有する者の名称若しくは商標又は当該者の事業若しくは営業の内容を表示する広告物</p> <p>ウ その表示面積が、当該車体の側部においては1側部につき3平方メートル以下、当該車体の前部及び後部においてはそれぞれ1平方メートル以下である広告物</p> <p>(2) 自動車の車体に<u>当該自動車の所有権その他の使用权を有する者の氏名、名称、店名若しくは商標、当該者の事業若しくは営業の内容又は次条第2項第1号に規定する事項</u>を表示する広告物</p> <p>(略)</p> <p>別表第1</p> <p>1 共通基準</p> <p>1～4 略</p>	<p>(適用除外の対象となる電車又は自動車に表示する広告物)</p> <p>第12条 条例第18条第2項第5号の規則で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 電車の車体に<u>所有者</u>の名称若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示する広告物</p> <p>(2) <u>電車の車体に表示する広告物で、側部にあっては1側部につき3平方メートル以下、後部にあっては1平方メートル以下のもの（前号に掲げる広告物及び印刷したフィルムを車体にはり付けて表示する広告物を除く。）</u></p> <p>(3) 自動車の車体に<u>所有者若しくは管理者</u>の氏名、名称、店名若しくは商標若しくは<u>自己</u>の事業若しくは営業の内容又は次条第2項第1号に<u>掲げる事項</u>を表示する広告物</p> <p>(略)</p> <p>別表第1</p> <p>1 共通基準</p> <p>1～4 略</p>

改正後		現行	
<p>5 幹線道路等（平成23年尼崎市告示第431号に定める尼崎市都市美形成計画に定められた景観の届出対象となる幹線道路等をいう。以下同じ。）に接する敷地（以下「幹線道路等隣接地」という。）内において表示し、又は設置する広告物等で、電気等を利用して自ら光（反射光を除く。以下この項において同じ。）を発する部分を有するもの（以下「自光式広告物」という。）にあっては、次の各号に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(1) 幹線道路等隣接地内に建築物が存する場合にあっては、当該幹線道路等隣接地内に存する自光式広告物の表示面積（自ら光を発する部分に限る。以下この号及び次号において同じ。）の合計は、当該建築物の壁面で幹線道路等に面するものの面積の5分の1（都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域及び近隣商業地域（これらの<u>区域</u>のうち市長が指定する<u>区域</u>を除く。以下「商業系地域」という。）にあっては、4分の1）以下とすること。ただし、当該幹線道路等隣接地内に存する自光式広告物の表示面積の合計が40平方メートル以下である場合は、この限りでない。</p>		<p>5 幹線道路等（平成23年尼崎市告示第431号に定める尼崎市都市美形成計画に定められた景観の届出対象となる幹線道路等をいう。以下同じ。）に接する敷地（以下「幹線道路等隣接地」という。）内において表示し、又は設置する広告物等で、電気等を利用して自ら光（反射光を除く。以下この項において同じ。）を発する部分を有するもの（以下「自光式広告物」という。）にあっては、次の各号に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(1) 幹線道路等隣接地内に建築物が存する場合にあっては、当該幹線道路等隣接地内に存する自光式広告物の表示面積（自ら光を発する部分に限る。以下この号及び次号において同じ。）の合計は、当該建築物の壁面で幹線道路等に面するものの面積の5分の1（都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域及び近隣商業地域（これらの<u>地域</u>のうち市長が指定する<u>地域</u>を除く。以下「商業系地域」という。）にあっては、4分の1）以下とすること。ただし、当該幹線道路等隣接地内に存する自光式広告物の表示面積の合計が40平方メートル以下である場合は、この限りでない。</p>	
<p>2 個別基準</p> <p>(5) 自己の敷地外に固定して設置する一般的なもの</p>		<p>2 個別基準</p> <p>(5) 自己の敷地外に固定して設置する一般的なもの</p>	
区分	基準	区分	基準
1 表示面積	(1) 広告板にあっては、1方向の表示面の面積は10平方メートル（道路、鉄道等の路端（以下「路端」という。）からの距離が100メートル以上のものにおいて、20平方メートル）以下とし、表示面の	1 表示面積	(1) 広告板にあっては、1方向の表示面の面積は10平方メートル（道路、鉄道等の路端（以下「路端」という。）からの距離が100メートル以上のものにおいて、20平方メートル）以下とし、表示面の

改正後		現行	
	<p>面積の合計は20平方メートル（路端からの距離が100メートル以上のものにあつては、40平方メートル）以下とすること。</p> <p>(2) 広告塔にあつては、1方向の表示面の面積は10平方メートル（路端からの距離が100メートル以上のものにあつては、20平方メートル）以下、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計は15平方メートル（路端からの距離が100メートル以上のものにあつては、30平方メートル）以下、表示面の面積の合計は30平方メートル（路端からの距離が100メートル以上のものにあつては、60平方メートル）以下とすること。</p>		<p>面積の合計は20平方メートル（路端からの距離が100メートル以上のものにあつては、40平方メートル）以下とすること。</p> <p>(2) 広告塔にあつては、1方向の表示面の面積は10平方メートル（路端からの距離が100メートル以上のものにあつては、20平方メートル）以下、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計は15平方メートル（路端からの距離が100メートル以上のものにあつては、30平方メートル）以下、表示面の面積の合計は30平方メートル（路端からの距離が100メートル以上のものにあつては、60平方メートル）以下とすること。</p>
2 広告物等の 上端の地上か らの高さ	<p>(1) 広告板にあつては、5メートル以下とすること。</p> <p>(2) 広告塔にあつては、10メートル以下とすること。</p>	2 広告物等の 上端の地上か らの高さ	<p>(1) 広告板にあつては、5メートル以下とすること。</p> <p>(2) 広告塔にあつては、10メートル以下とすること。</p>
3 広告物等の 相互間の距離	<p>5メートル（路端からの距離が100メートル以上のものにあつては、100メートル）以上とすること。</p>	3 広告物等の 相互間の距離	<p>5メートル（路端からの距離が100メートル以上のものにあつては、100メートル）以上とすること。</p>
4 表示又は設 置の場所	<p>(1) 市長が指定する区域（以下「特定区域」という。）には設置しないこと。</p> <p>(2) 交通信号機又は踏切からの距離は、5メートル以上とすること。</p>	4 表示又は設 置の場所	<p>(1) <u>条例第15条第1項第6号から第9号までに掲げる区域のうち、市長が特に指定する区域</u>（以下「特定区域」という。）には設置しないこと。</p> <p>(2) 交通信号機又は踏切からの距離は、5メートル以上とすること。</p>
5 色彩	<p>彩度の高い色（彩度が10以上の色をいう。以下同じ。）の色数（色相、明度及び彩度により</p>	5 色彩	<p>彩度の高い色（彩度が10以上の色をいう。以下同じ。）の色数（色相、明度及び彩度により</p>

改正後		現行	
	定められている色の数をいう。 以下同じ。)は、2色以下とすること。		定められている色の数をいう。 以下同じ。)は、2色以下とすること。
6	その他の表示方法 ネオンサイン等を使用せず、かつ、光源の点滅がないものとする。	6	その他の表示方法 ネオンサイン等を使用せず、かつ、光源の点滅がないものとする。
(略) (6)～(7)		(略) (6)～(7)	
(8) 電柱を利用するもの		(8) 電柱を利用するもの	
区分	基準	区分	基準
1 規格	(1) 突出するものにあつては、縦は1.2メートル以下、横は0.45メートル以下とすること。 (2) 巻き付けるものにあつては、縦は1.5メートル以下、 <u>1面当たりの表示面積は0.5平方メートル以下とすること。</u>	1 規格	(1) 突出するものにあつては、縦は1.2メートル以下、横は0.45メートル以下とすること。 (2) 巻き付けるものにあつては、縦は1.5メートル以下、表示面積は0.5平方メートル以下とすること。
2 数量	突出するもの及び巻き付けるものの数は、それぞれ電柱1本につき1個とすること。	2 数量	突出するもの及び巻き付けるものの数は、それぞれ電柱1本につき1個とすること。
3 広告物等の下端の道路からの高さ	(1) 突出するものにあつては、 (3) 壁面から突出するもの第3項に定める基準に適合すること。 (2) 巻き付けるものにあつては、1.2メートル以上とすること。	3 広告物等の下端の道路からの高さ	(1) 突出するものにあつては、 (3) 壁面から突出するもの第3項に定める基準に適合すること。 (2) 巻き付けるものにあつては、1.2メートル以上とすること。
4 表示又は設置の場所	交通信号機からの距離は、5メートル以上とすること。	4 表示又は設置の場所	交通信号機からの距離は、5メートル以上とすること。
5 色彩	(1) (5) 自己の敷地外に固定して設置する一般的なもの第5項に定める基準に適合すること。 (2) 地色に彩度の高い色を使用しないこと。ただし、色数が2色以下の場合は、この限りでな	5 色彩	(1) (5) 自己の敷地外に固定して設置する一般的なもの第5項に定める基準に適合すること。 (2) 地色に彩度の高い色を使用しないこと。ただし、色数が2色以下の場合は、この限りでな

改正後		現行	
	い。		い。
6	<p>その他の表示方法 突出するものにあつては、次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 設置の方向が、歩車道の区別のある道路にあつては歩道側、その区別のない道路にあつては路肩側であること。</p> <p>(2) 電柱から垂直に0.15メートル離して上下端を塗装した帯鉄で取り付けるものであること。</p>	6	<p>その他の表示方法 突出するものにあつては、次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 設置の方向が、歩車道の区別のある道路にあつては歩道側、その区別のない道路にあつては路肩側であること。</p> <p>(2) 電柱から垂直に0.15メートル離して上下端を塗装した帯鉄で取り付けるものであること。</p>
(略) (9)~(19)		(略) (9)~(19)	
(略) 別表第2~4		(略) 別表第2~4	
別表第5		別表第5	
種別	区分	基準	
1 第 1 種 禁 止 地 域 等	(1) 表示面積の合計	一の自己の居宅、事業所、営業所又は作業場（以下「1事業所等」という。）につき5平方メートル以下とすること。	
	(2) 数量	3枚（基、個）以下とすること。	
	(3) 広告物等の上端の地上からの高さ	敷地内に固定して設置する広告板又は広告塔にあつては、5メートル以下とすること。	
	(4) 表示又は設置の場所	建築物の屋上には表示し、又は設置しないこと。	
	(5) 色彩	ア 別表第1 2 個別基準(5) 自己の敷地外に固定して設置する一般的なものの第5項に定める基準に適合すること。 イ 地色に彩度の高い色を使用	
1	(1) 表示面積の合計	1事業所等につき5平方メートル以下とすること。	
種 禁 止 地 域 等	(2) 数量	3枚（基、個）以下とすること。	
	(3) 広告物等の地上からの高さ	敷地内に固定して設置する広告板又は広告塔にあつては、5メートル以下とすること。	
	(4) 表示又は設置の場所	建築物の屋上には表示し、又は設置しないこと。	
	(5) 色彩	ア 別表第1 2 個別基準(5) 自己の敷地外に固定して設置する一般的なものの第5項に定める基準に適合すること。 イ 地色に彩度の高い色を使用	

改正後		現行	
		イ 地色に彩度の高い色を使用する場合は、当該地色部分の面積を当該地色部分の存する表示面の面積の2分の1以下とすること。ただし、色数が3色以下の場合は、この限りでない。	する場合は、当該地色部分の面積を当該地色部分の存する表示面の面積の2分の1以下とすること。ただし、色数が3色以下の場合は、この限りでない。
	(6) その他表示方法	ア 建築物の壁面から突出させないこと。 イ 別表第1 1 共通基準第1項から第7項まで並びに同表2 個別基準(2) 壁面を利用するもの、(4) 自己の敷地に固定して設置するもの第2項、(5) 自己の敷地外に固定して設置する一般的なもの第6項、(15) 垣又は塀を利用するもの、(17) アドバルーン及び(18) 広告旗に定める基準に適合すること。	(6) ア 建築物の壁面から突出させないこと。 イ 別表第1 1 共通基準第1項から第7項まで並びに同表2 個別基準(2) 壁面を利用するもの、(4) 自己の敷地に固定して設置するもの第2項、(5) 自己の敷地外に固定して設置する一般的なもの第6項、(15) 垣又は塀を利用するもの、(17) アドバルーン及び(18) 広告旗に定める基準に適合すること。
2 第2 種 禁 止 地 域 等	(1) 表示面積の合計	前項第1号に定める基準に適合すること。	(1) 表示面積の合計 前項第1号に定める基準に適合すること。
	(2) 数量	前項第2号に定める基準に適合すること。	(2) 数量 前項第2号に定める基準に適合すること。
	(3) 広告物等の地上からの高さ	敷地内に固定して設置する広告板又は広告塔にあつては、7メートル以下とすること。	(3) 広告物等 敷地内に固定して設置する広告板又は広告塔にあつては、7メートル以下の地上からの高さ
	(4) 表示又は設置の場所	建築物の屋上には表示し、又は設置しないこと。ただし、別表第3第2項第1号に掲げる地域（第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に限る。）並びに同項第2号に掲げる地域及び同項第3号に掲げる区域において、屋上構造物の壁	(4) 表示又は設置の場所 建築物の屋上には表示し、又は設置しないこと。ただし、別表第3第2項第1号に掲げる地域（第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に限る。）並びに同項第2号に掲げる地域及び同項第3号に掲げる区域において、屋上構造物の壁面に表示し、又は設置する場合

改正後		現行	
			は、この限りでない。
(5) 色彩	面に表示し、又は設置する場合は、この限りでない。 前項第5号に定める基準に適合すること。	(5) 色彩	前項第5号に定める基準に適合すること。
(6) その他の表示方法	ア ネオンサイン等を使用しないこと。ただし、建築物を利用するネオンサイン等（ネオン管が露出しているネオンサイン等を除く。）については、この限りでない。 イ 光源の点滅がないものとする。 ウ 別表第1 1 共通基準第1項から第7項まで並びに同表2 個別基準(2) 壁面を利用するもの、(3) 壁面から突出するもの、(4) 自己の敷地に固定して設置するもの第2項、(15) 垣又は塀を利用するもの、(17) アドバルーン及び(18) 広告旗に定める基準に適合すること。	(6) その他の表示方法	ア ネオンサイン等を使用しないこと。ただし、建築物を利用するネオンサイン等（ネオン管が露出しているネオンサイン等を除く。）については、この限りでない。 イ 光源の点滅がないものとする。 ウ 別表第1 1 共通基準第1項から第7項まで並びに同表2 個別基準(2) 壁面を利用するもの、(3) 壁面から突出するもの、(4) 自己の敷地に固定して設置するもの第2項、(15) 垣又は塀を利用するもの、(17) アドバルーン及び(18) 広告旗に定める基準に適合すること。
3 第3 種禁 止地 域等	(1) 表示面積の合計	3	(1) 表示面積の合計
	(2) 数量		(2) 数量
	(3) 広告物等の地上からの高さ		(3) 広告物等の地上からの高さ
	(4) 色彩		(4) 色彩
	(5) その他の表示方法		(5) その他の表示方法
			第1項第1号に定める基準に適合すること。
			第1項第2号に定める基準に適合すること。
			敷地内に固定して設置する広告物等
			第1項第5号に定める基準に適合すること。
			ア ネオン管が露出しているネオンサイン又はLEDサインを使用しないこと。 イ ウの広告板及び広告塔を除き、光源の点滅が急速でない

改正後		現行		
		<p>き、光源の点滅が急速でないものとする。</p> <p>ウ 高速自動車国道及び自動車専用道路の区間内並びにこれらの道路から展望することができる地域で条例第15条第1項第6号に規定する市長が指定する区域内に存する建築物の屋上に表示し、又は設置する広告板又は広告塔にあつては、光源の点滅がないものとする。</p> <p>エ 別表第1 1 共通基準第1項から第7項まで並びに同表 2 個別基準(1) 屋上を利用するものから(3) 壁面から突出するものまで、(4) 自己の敷地に固定して設置するもの第1項及び第2項、(15) 垣又は塀を利用するもの、(17) アドバルーン並びに(18) 広告旗に定める基準に適合すること。</p>	<p>ものとする。</p> <p>ウ 高速自動車国道及び自動車専用道路の区間内並びにこれらの道路から展望することができる地域で条例第15条第1項第6号に規定する市長が指定する区域内に存する建築物の屋上に表示し、又は設置する広告板又は広告塔にあつては、光源の点滅がないものとする。</p> <p>エ 別表第1 1 共通基準第1項から第7項まで並びに同表 2 個別基準(1) 屋上を利用するものから(3) 壁面から突出するものまで、(4) 自己の敷地に固定して設置するもの第1項及び第2項、(15) 垣又は塀を利用するもの、(17) アドバルーン並びに(18) 広告旗に定める基準に適合すること。</p>	
4	<p>(1) 表示面積の合計</p> <p>(2) 数量</p> <p>(3) その他の表示方法</p> <p>禁 止 地 域 等 以 外 の 区 域</p>	<p>1事業所等につき10平方メートル以下とすること。</p> <p>第1項第2号に定める基準に適合すること。</p> <p>別表第1 1 共通基準並びに同表 2 個別基準(1) 屋上を利用するものから(3) 壁面から突出するものまで、(4) 自己の敷地に固定して設置するもの第2項から第4項まで、(15) 垣又は塀を利用するもの、(17) アドバルーン及び(18) 広告旗に定める基準に適合すること。</p>	<p>4</p> <p>(1) 表示面積の合計</p> <p>(2) 数量</p> <p>(3) その他の表示方法</p> <p>禁 止 地 域 等 以 外 の 区 域</p>	<p>1事業所等につき10平方メートル以下とすること。</p> <p>第1項第2号に定める基準に適合すること。</p> <p>別表第1 1 共通基準並びに同表 2 個別基準(1) 屋上を利用するものから(3) 壁面から突出するものまで、(4) 自己の敷地に固定して設置するもの第2項から第4項まで、(15) 垣又は塀を利用するもの、(17) アドバルーン及び(18) 広告旗に定める基準に適合すること。</p>
(略) 別表第6～7		(略) 別表第6～7		

改正後			現行		
別表第8			別表第8		
種別	区分	基準	種別	区分	基準
1 第1種 禁止 地域 等	(1) 表示面積の合計	<u>1事業所等</u> につき10平方メートル以下とすること。ただし、自己の氏名、名称、店名及び商標の表示部分以外の表示部分の面積の合計は、5平方メートル以下とすること。	1 第1種 禁止 地域 等	(1) 表示面積の合計	<u>1事業所</u> につき10平方メートル以下とすること。ただし、自己の氏名、名称、店名及び商標の表示部分以外の表示部分の面積の合計は、5平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	別表第5第1項第2号に定める基準に適合すること。	地	(2) 数量	別表第5第1項第2号に定める基準に適合すること。
	(3) 広告物等の上端の地上からの高さ	別表第5第1項第3号に定める基準に適合すること。	等	(3) 広告物等の上端の地上からの高さ	別表第5第1項第3号に定める基準に適合すること。
	(4) 表示又は設置の場所	別表第5第1項第4号に定める基準に適合すること。		(4) 表示又は設置の場所	別表第5第1項第4号に定める基準に適合すること。
	(5) 色彩	別表第5第1項第5号に定める基準に適合すること。		(5) 色彩	別表第5第1項第5号に定める基準に適合すること。
	(6) その他の表示方法	別表第5第1項第6号に定める基準に適合すること。		(6) その他の表示方法	別表第5第1項第6号に定める基準に適合すること。
2 第2種 禁止 地域 等	(1) 表示面積の合計	<u>1事業所等</u> につき20平方メートル以下とすること。ただし、自己の氏名、名称、店名及び商標の表示部分以外の表示部分の面積の合計は、10平方メートル以下とすること。	2 第2種 禁止 地域 等	(1) 表示面積の合計	<u>1事業所</u> につき20平方メートル以下とすること。ただし、自己の氏名、名称、店名及び商標の表示部分以外の表示部分の面積の合計は、10平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	4枚(基、個)以下とすること。	地	(2) 数量	4枚(基、個)以下とすること。
	(3) 広告物等の	別表第5第2項第3号に定める基準に適合すること。	域 等	(3) 広告物等の	別表第5第2項第3号に定める基準に適合すること。

改正後			現行		
	上端の地上からの高さ			上端の地上からの高さ	
	(4) 表示又は設置の場所	別表第5第2項第4号に定める基準に適合すること。		(4) 表示又は設置の場所	別表第5第2項第4号に定める基準に適合すること。
	(5) 色彩	別表第5第1項第5号に定める基準に適合すること。		(5) 色彩	別表第5第1項第5号に定める基準に適合すること。
	(6) その他の表示方法	別表第5第2項第6号に定める基準に適合すること。		(6) その他の表示方法	別表第5第2項第6号に定める基準に適合すること。
3 第3 種 禁 止 地 域 等	(1) 表示面積の合計	1事業所等につき、30平方メートル以下とすること。ただし、自己の氏名、名称、店名及び商標の表示部分以外の表示部分の面積の合計は、15平方メートル以下とすること。	3 第3 種 禁 止 地 域 等	(1) 表示面積の合計	1事業所等につき、30平方メートル以下とすること。ただし、自己の氏名、名称、店名及び商標の表示部分以外の表示部分の面積の合計は、15平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	5枚（基、個）以下とすること。		(2) 数量	5枚（基、個）以下とすること。
	(3) 広告物等の上端の地上からの高さ	別表第5第3項第3号に定める基準に適合すること。		(3) 広告物等の上端の地上からの高さ	別表第5第3項第3号に定める基準に適合すること。
	(4) 色彩	別表第5第1項第5号に定める基準に適合すること。		(4) 色彩	別表第5第1項第5号に定める基準に適合すること。
	(5) その他の表示方法	別表第5第3項第5号に定める基準に適合すること。		(5) その他の表示方法	別表第5第3項第5号に定める基準に適合すること。
(略) 別表第9			(略) 別表第9		

改正後	現行
<p>別記様式</p> <p style="text-align: center;">身分証明書</p> <p>所 属 職 名 氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>上記の者は、尼崎市屋外広告物条例（平成20年尼崎市条例第47号）第48条第2項の規定による立入検査を行う者であることを証明する。</p> <p>_____年 月 日</p> <p style="text-align: center;">尼 崎 市 長 ㊟</p>	<p>別記様式</p> <p>(表面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <p>所 属 職 名 氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>上記の者は、尼崎市屋外広告物条例(平成20年尼崎市条例第47号)第48条第2項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。</p> <p>平成 _____年 月 日</p> <p style="text-align: right;">尼崎市長 ㊟</p> </div> <p style="text-align: center;">9センチメートル</p>
<p>尼崎市屋外広告物条例（抜粋）</p> <p>（報告徴収、立入検査等）</p> <p>第48条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物等を表示し、若しくは設置する者、広告物等管理者又は屋外広告業者から報告又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、広告物等の存する土地若しくは建築物又は屋外広告業者の営業所に立ち入り、広告物等、帳簿、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問をさせることができる。</p> <p>3 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪防止のために認められたものと解してはならない。</p> <p>（罰則）</p> <p>第53条 次のいずれかに該当する者は、200,000円以下の罰金に処する。</p> <p>（2）第48条第1項（第48条の2第3項において準用する場合を含む。）の報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第48条第2項（第48条の2第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは第48条第2項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p>	<p>(裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">尼崎市屋外広告物条例(抜粋)</p> <p>（報告徴収、立入検査等）</p> <p>第48条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物等を表示し、若しくは設置する者、広告物等管理者又は屋外広告業者から報告又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、広告物等の存する土地若しくは建築物又は屋外広告業者の営業所に立ち入り、広告物等、帳簿、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>3 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>（罰則）</p> <p>第53条 次のいずれかに該当する者は、200,000円以下の罰金に処する。</p> <p>(2) 第48条第1項の報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> </div>